

審議会等の会議の公開に関するガイドライン

1 目的

このガイドラインは、日高市審議会等の設置および委員の選任等に関する指針（平成17年5月13日市長決裁）に基づき、附属機関およびこれに類する審議会等（以下「審議会等」という）の会議の公開に関し指針とすべき事項を定め、その審議等の状況を明らかにするとともに、市民の市政への参加を促進することにより、公正で開かれた市政を一層推進することを目的とする。

2 定義

1. この基準において「附属機関」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、法律または条例により設置される審議会、審査会等をいう。
2. この基準において「これに類する審議会等」とは、その設置目的、構成等から、附属機関に類する機能を有して、規則、要綱等により設置される審議会、審査会等をいう。ただし、次に掲げるものについては、除外するものとする。
ア 市職員のみを構成員とするもの
イ 他の地方公共団体、関係機関、市民団体等との連絡調整を主たる活動内容として設置されるもの

3 審議会等の会議の公開原則

審議会等の会議は公開を原則とし、その方法および手続は当該審議会等の決するところによる。ただし、日高市情報公開条例（平成12年条例第2号）第5条各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という）が含まれると認められる事項について審議等を行うときは、この限りでない。

4 審議会等の会議の公開方法等

1. 審議会等の会議の公開は、会議の傍聴を希望する市民に、当該会議の傍聴を認めることにより行うものとする。
2. 審議会等は、前項ただし書に該当すると認めるときは、あらかじめ当該会議の傍聴の全部または一部を認めない旨の決定（以下この項において「非公開決定」という）を行うものとする。ただし、審議会等は、公開の会議の途中において、前項ただし書に該当すると認めるに至ったときは、非公開決定を行うものとする。
3. 非公開決定は、次のいずれかの方法により行うものとする。
ア 審議会等の長が会議に諮り決定する方法
イ 委員全員に対する個別の承認により決定する方法
ウ 非公開決定を行う権限をあらかじめ委任された審議会等の長等により決定する方法
4. 審議会等は、非公開決定を行ったときは、その理由を明らかにしなければならない。

5 審議会等の会議の傍聴手続き等

1. 審議会等の会議の傍聴の手続は、おおむね次のとおりとする。
ア 公開する審議会等の会議において傍聴を認める者（以下「傍聴者」という）の定員をあらかじめ定め、会議の会場に一定の傍聴席を設ける。この場合において、審議会等は、5人以上の定員を確保するよう努める。
イ 会議の傍聴を希望する者に、住所、氏名等を所定の場所で記帳させる。なお、必要があると認めるときは、傍聴券等を交付する。
ウ 傍聴者の決定は、先着順または抽選による。ただし、次のいずれかに該当する者は、審議会等の会議の傍聴を認めないものとする。
（ア）酒気を帯びていると認められる者
（イ）ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり等を携帯している者
（ウ）笛、ラッパ、太鼓その他の楽器類、拡声器等を携帯している者
（エ）その他会議を妨害する恐れがあると認められる者
エ 審議会等の会議に付する会議資料（不開示情報が記録されているものを除く）を傍聴者に配布し、または閲覧に供する。
2. 1の規定にかかわらず、審議会等は、定員を超える傍聴希望者があるときまたは傍聴者の決定後に新たな希望者から傍聴の申し出があったときは、公正かつ円滑な会議の進行に支障が生じない範囲内で、これらの者の傍聴機会を確保するための措置を講ずることができる。
3. 審議会等は、会議を公開するに当たっては、会議が公正かつ円滑に行われるよう、傍聴要領を作成したうえで、傍聴者に次に掲げる事項を遵守させるほか、当該会議の秩序の維持に努めるものとする。
ア 委員等の発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
イ 私語、談笑その他騒ぎ立てる行為をしないこと。
ウ みだりに傍聴席を離れないこと。
エ 飲食または喫煙をしないこと。
オ 携帯電話その他の情報通信機器の電源を切ること。
カ 撮影、録音その他これらに類する行為をしないこと。ただし、あらかじめ申し出て、公正かつ円滑な会議の進行に支障を生じる恐れがないものとして審議会等の許可を得た場合は、この限りでない。

キ 議長の指示に従うこと。

ク その他会議の会場の秩序を乱し、または会議の妨害となるような行為をしないこと。

○ 6 報道機関への配慮

審議会等は、報道機関の取材に対しては、報道の自由を保障する観点から、他の傍聴者とは別に一定の配慮をするものとする。

○ 7 会議開催の周知

1. 審議会等は、会議を開催するに当たっては、当該会議の開催日の1週間前までに、次に掲げる事項について周知するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要があるときは、この限りでない。
 - ア 開催の日時および場所
 - イ 議題
 - ウ 会議の公開・非公開の別（非公開の場合にあってはその理由）
 - エ 傍聴定員
 - オ 傍聴手続きおよび受付時間帯
 - カ 問い合わせ先
2. 1の規定による周知は、次に掲げる方法により行う。
 - ア インターネットを利用して閲覧に供する方法
 - イ 行政情報コーナーにおいて閲覧に供する方法
 - ウ 市長が定める場所において閲覧に供する方法

○ 8 会議録の作成

審議会等は、別に定めるところにより、会議終了後速やかに会議録を作成するものとする。

○ 9 会議録および会議資料の公表

1. 審議会等は、会議録および会議資料（以下「会議録等」という）の内容を次に掲げる方法により公表するものとする。この場合において、会議録等の内容の一部に不開示情報が記録されている場合は、当該不開示情報が記録されている部分を除いて、会議録等の内容を公表するものとする。
 - ア インターネットを利用して閲覧に供する方法
 - イ 行政情報コーナーにおいて閲覧に供する方法
 - ウ 市長が定める場所において閲覧に供する方法
2. 1のAおよびイの規定による公表は、当該公表をする会議録等に係る会議を開催した日の属する年度の翌年度の末日までの間、行うものとする。

○ 10 運用状況の公表

1. 市長は、毎年度、各審議会等の会議の公開状況をとりまとめ、その概要を公表するものとする。
2. 1の規定による公表は、次に掲げる方法により当該年度の翌年度の末日までの間、行うものとする。
 - ア インターネットを利用して閲覧に供する方法
 - イ 行政情報コーナーにおいて閲覧に供する方法

○ 11 特別の定めがある場合の取扱い

審議会等の会議等の公開について、法令または条例等に特別の定めがあるときは、その定めるところによるものとする。

○ 附則

この基準は、平成17年10月1日から施行する。

この決裁は、令和元年12月3日から施行する。

この決裁は、令和7年4月1日から施行する。

この記事に関するお問い合わせ先

市政情報課 法規・情報公開・統計担当（本庁舎 2階）

郵便番号：350-1292 日高市大字南平沢1020番地

電話：042-989-2111（代表）